

議員提出議案第2号

少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合
引き上げを求める意見書の提出について

上記の議案を、東広島市議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）第14
条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年5月30日

東広島市議会議長 石原賢治様

提出者	東広島市議会議員	景山	浩
賛成者	〃	中川	修
〃	〃	鈴木	利宏
〃	〃	落海	直哉

(提案理由)

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書を国会及び政府に提出しようとするものである。

少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げを求める意見書

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（改正義務標準法）が成立し、公立小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校及び高等学校等での35人学級の早期実施が必要であり、きめ細かな教育をするためにはさらなる学級編制標準の引き下げが不可欠である。

また、学校現場では、貧困、いじめ及び不登校等、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究及び授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっている。ゆたかな学び及び学校における働き方改革実現のためには、加配教員の増員及び少数職種の配置増等、教職員定数改善も不可欠である。

よって国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を推進することが出来るよう、次項の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 中学校及び高等学校等での35人学級を早期に実施すること。またさらなる少人数学級についても検討すること。
- 2 学校の働き方改革及び子どもたちのゆたかな学びを実現するため、加配教員の増員及び少数職種の配置増等教職員定数の改善を推進すること。
- 3 自治体で国の基準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施が出来るよう加配定数の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

東広島市議会

送 付 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

文 部 科 学 大 臣